

第 25 回拡大豚熱疫学調査チーム検討会を踏まえた提言

令和 8 年 8 月 24 日
拡大豚熱疫学調査チーム

令和 8 年 5 月、家畜伝染病予防法の改正により、北海道を除く 46 都府県における豚熱発生時の防疫措置が、従来の全頭殺処分から選択的殺処分へと変更された。

選択的殺処分が導入されたとしても、農場へのウイルス侵入リスクが変わるものではなく、異状の早期発見・早期通報、適時・適切なワクチン接種及び飼養衛生管理の徹底はこれまで以上に重要となる。

豚熱 101 例目から 105 例目までの疫学調査の結果を踏まえ、豚熱の発生及び他の農場へのまん延を防止するとともに、選択的殺処分により発生に伴う殺処分等の影響を可能な限り低減することを目的として、以下に提言する。

1. 農場における発生予防対策

101 例目及び 103 例目については、周辺で感染が確認されていた野生イノシシ由来の豚熱ウイルスが農場内に侵入したことにより発生した可能性が高いと考えられる。一方、静岡県で発生した 3 事例（102 例目、104 例目及び 105 例目）については、発生農場周辺において野生イノシシの豚熱感染は確認されていないが、農場周辺の野生イノシシでも豚熱の流行はあったと考えられ、これが発生農場へ侵入した可能性が否定できない。また、農場間で間接的な伝播が起こった可能性も考えられる。

これらのことから、野生イノシシの感染が確認されている地域のみならず、感染が確認されていない地域や近隣で飼養豚における豚熱の発生が確認された地域においても、ウイルスが人、物、車両又は野生動物等を介して農場へ侵入する可能性を念頭に、農場において飼養衛生管理基準に基づく衛生対策や野生イノシシを含む野生動物対策を一層強化する必要がある。

（１）飼養衛生管理の徹底

豚熱の発生を予防するためには、飼養衛生管理基準全項目の遵守を徹底することが重要である。今回の発生農場では複数の不遵守事項が確認されたが、その中でもウイルスの侵入及びまん延のリスク低減に重要な事項については、優先的に改善し、確実に遵守する必要がある。

① 衛生管理区域へのウイルスの侵入防止及び病原体の拡散防止

102 例目及び 105 例目では、衛生管理区域への出入り時の手指の洗浄及び消毒、衣服及び長靴の交換又は車両消毒が適切に実施されていなかった。また、102 例目では、同日に関連農場と行き来する際、シャワーによる身体の洗浄を行っていなかった。さらに、各農場では防護柵に野生動物が侵入可能な隙間が認められたほか、隣地には堆肥の堆積や空き家が確認されたり、防護柵周辺には野生動物のすみかとなる草の繁茂又は不要物の放置が確認されたりした。また、101 例目、102 例目及び 105 例目では、堆肥関連施設への防鳥ネットの設置や死亡豚の保管や処理に不備が認められる等、野生動物を誘引しやすい環境となっていた。衛生管理区域へのウイルスの侵入防止のためには、今回確認されたこれらの不備を踏まえ、次の事項について特に徹底する必要がある。

- ・衛生管理区域内に立ち入る際は、従業員や外部事業者も含め、手指の洗浄及び消毒並びに衛生管理区域専用の衣服及び長靴への更衣を行うとともに、車両の消毒を実施する。
 - ・車両消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せる仕組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等により、動力噴霧器等を用いて車両から落とした泥や汚れの上を人や車両が通過して二次汚染することを防止する。
 - ・同日に他の農場に立ち入った者が、飼養管理上やむを得ず衛生管理区域内に立ち入る必要がある場合には、入浴又はシャワーによる身体の洗浄を行うとともに、専用の衣服及び長靴への更衣等の適切な防疫措置を講じる。
 - ・防護柵は十分な高さ、強度等を有する構造であるとともに、防護柵が破損していないか定期的に確認し、野生イノシシの侵入防止機能を維持する。
 - ・防護柵周辺の除草、不要物の撤去、死亡豚の適切な処理及び堆肥関連施設への防鳥ネットの設置等により、野生動物の誘引及び侵入を防止する環境を維持する。
- さらに、農場周囲に防護壁を設置することは、野生動物の侵入防止及び雨水等による病原体の流入防止対策を一層強化する上で有効である。加えて、これらは農場外への病原体の拡散を防止するためにも必要な対策である。

② 豚舎へのウイルス侵入防止及び衛生管理区域内における汚染拡大防止

102 例目、104 例目及び 105 例目では、豚舎ごとの作業着、長靴又は手袋の交換が行われていなかった。また、103 例目では作業着、長靴及び手袋の交換は実施されていたものの、すのこの設置や前室の整備等の更衣時の交差汚染防止対策は行われておらず、更衣及び履替えを実施していても病原体を持ち込む可能性が考えられた。さらに、102 例目及び 105 例目では、豚の移動や除糞作業等の際に、長靴の交換並びに通路、一輪車及び移動カート等の器具の消毒が実施されていなかった。加えて、105 例目では、死亡豚を一定期間豚舎内に放置しており、死亡豚由来の病原体の農場内への拡散を助長した可能性が考えられた。豚舎へのウイルス侵入防止及び衛生管理区域内における汚染拡大防止のためには、今回確認されたこれらの不備を踏まえ、次の事項について特に徹底する必要がある。

- ・手指、衣服及び長靴を介したウイルスの持込みを防ぐため、必ず豚舎出入口で手指消毒又は手袋の交換を行うとともに、豚舎ごとの専用作業着（大臣指定地域に限る。以下同じ。）及び専用長靴へ更衣する。
- ・更衣の際は、豚舎外で使用していた衣服及び長靴を豚舎内へ持ち込まず、前室又は豚舎外側に残すとともに、豚舎ごとの専用作業着及び長靴を豚舎内又は出入口に設置した専用保管庫等で保管することにより、交差汚染による病原体の持込みを防止する。
- ・汚染エリアと清浄エリアの境界を明確化し、更衣後に汚染エリアを再度歩行しない等、更衣後の動線管理を徹底する。
- ・大臣指定地域において、豚舎間で家畜を移動させる場合には、屋根及び壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる豚舎間通路、ケージ、リフト等を使用するとともに、豚を移動する際に使用する車両、ケージ、台車、一輪車等の器具及び通路について、使用前に洗浄及び消毒を実施する。
- ・豚舎へ一輪車、台車等を持ち込む場合には、豚舎出入口付近において十分な洗浄及び消毒を実施する。その際は、石灰帯の通過のみでは水分不足による消毒効果の低下に加え、地面と接する部分しか消毒できないことから、動力噴霧器等を活用した

薬液消毒を実施する。

- ・死亡豚については、農場内における病原体拡散の要因となる可能性があることから、速やかに保管設備へ搬出し、野生動物が接触できない状態で保管した上で、適切に処理する。

（２）異状の早期発見・早期通報

複数の発生農場において、死亡頭数の増加、下痢、食欲不振、発育不良等の異状が認められていたものの、当初は豚熱を疑うことなく、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚サーコウイルス感染症、サルモネラ症、クロストリジウム感染症等の他疾病を念頭に検査又は治療が行われていた。ワクチン接種農場では典型的な豚熱の臨床症状を示さず、慢性経過や他疾病との混合感染により発見が困難となる場合がある。特に 105 例目は免疫付与状況確認検査を契機とした県による摘発となった。このため、日常の飼養管理や管理獣医師による疾病診断においては、豚熱の感染を常に考慮する必要がある。

また、殺処分前検査において、101 例目及び 103 例目は離乳豚に感染が局限していたが、102 例目、104 例目及び 105 例目は肥育舎等への感染拡大が生じていた。豚熱感染を疑う豚の発見又は異常豚に係る通報の遅れは、農場内におけるウイルスの増幅及び感染拡大につながるだけでなく、農場内で増幅したウイルスが車両や野生動物等を介して周辺環境へ拡散し、周辺地域での感染拡大や周辺農場における新たな発生リスクを高めるおそれがあるため、異状の早期発見・早期通報を徹底することが重要である。

（３）豚熱ワクチンによる適切な免疫付与

免疫付与状況確認検査において、101 例目及び 103 例目は肥育豚に十分な免疫が付与されていたが、105 例目では肥育豚の豚熱ワクチン抗体付与率が低く、豚熱ワクチンによる免疫が十分に付与されていなかった可能性が考えられた。現時点ではその原因を特定することは困難であるが、一般的に、飼養管理方法やワクチン接種体制の変化、他疾病の影響等の様々な要因が、ワクチンによる免疫獲得に影響を及ぼす可能性がある。このため、衛生的な飼養管理や疾病対策を継続的に実施し、豚群全体の健康状態を良好に維持することが重要である。特に、生後 60 日齢頃までの離乳豚は豚熱に対する十分な免疫が獲得されていない可能性があることから、他の豚群と区分して飼養し、より衛生的な環境で管理することが重要である。また、オールイン・オールアウトを基本としたグループ管理システムの導入は、感染リスクを低減する観点からも有効である。

ワクチンの接種日齢については、移行抗体の低下時期やワクチン接種後の免疫成立状況には農場ごとの差があることから、農場及び家畜保健衛生所は協力し、免疫付与状況確認検査結果、母豚群の更新状況、一般病性鑑定結果、獣医師及び検査機関から得られる疾病発生状況に関する情報や哺乳豚の移動時期等を総合的に評価した上で、農場ごとに適切な豚熱ワクチン接種日齢を設定することが重要である。

（４）畜産密集地（畜産団地）における豚熱対策

静岡県では、半年間に半径 1 km 内で 3 農場の発生が確認され、102 例目及び 105 例目は、牛農場や養鶏場が所在する畜産団地内に隣接して位置していた。このような異なる動物種を飼養する畜産密集地では、リスク管理の対象となる病気が一様ではない

ため、地域に豚熱が侵入した場合、養豚農場へ感染が拡大するリスクが高くなるおそれがある。

このため、家畜の所有者や生産者団体は、自衛防疫団体等を活用し、飼養衛生管理基準や疾病発生情報の共有、地域一斉消毒、野生動物対策等を共同して推進し、地域で一体となって発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

また、都道府県は、生産者団体や捕獲従事者等の関係者と連携し、野生イノシシの捕獲や感染状況の監視等を継続的に行うとともに、生産者や飼養衛生管理者を対象とした研修会を継続的に開催し、地域における防疫意識の向上と防疫体制の強化を図る必要がある。

2. 選択的殺処分による殺処分頭数を最小限にするための衛生管理

105 例目は、家畜伝染病予防法改正後初めての選択的殺処分事例であった。当該農場は、以前から肥育豚の免疫付与状況が低調であること、発生豚舎では豚熱ワクチンの初回接種後 20 日以上経過した豚から豚熱ウイルス遺伝子が検出されたこと、育成舎及び肥育舎では豚熱感染が疑われる症状を呈する豚が散見されたことから、これらの豚舎内において豚熱ウイルスが拡散している蓋然性が高く、まん延防止のためにこれらの豚舎を空舎にして消毒を徹底する必要がある、これらの豚舎で飼養される豚の移動先がないことから殺処分が行われた。

当該農場では、発生前の免疫付与状況確認検査及び殺処分前検査の結果と遺伝子解析の結果から、発見時には既に農場内で数か月前から流行が続いていたものと推定された。また、農場内におけるウイルス拡散防止対策が十分に講じられていなかったことが、育成豚群及び肥育豚群まで広くウイルスへの暴露又は感染が生じる要因となった可能性が考えられた。さらに、飼養管理方法や他疾病の影響等の様々な要因が、豚熱ワクチンによる免疫付与に影響を及ぼした可能性も考えられた。

このように、異状の発見及び通報が遅れた場合、基本的な飼養衛生管理が徹底されておらず、豚熱ワクチンによる免疫が十分に付与されていない場合には、農場内の広範囲へウイルスが拡散・増幅することにより、本来感染が想定されにくい育成豚群及び肥育豚群においても、ウイルスへの暴露又は感染が生じる可能性がある。その結果、消毒範囲及び殺処分対象範囲が拡大し、選択的殺処分の目的を達することは不可能となる。

こうしたことから、選択的殺処分によって疾病のまん延を防止しつつ、発生農場の経営への影響を最小限に抑えるためには、平時から飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、農場内へのウイルス侵入及び拡散を防止する衛生管理体制を構築・維持するとともに、豚熱ワクチンによる十分な免疫付与を確保し、異状を直ちに把握できる飼養管理体制の下で早期発見及び早期通報を徹底することが重要である。